

ながはまルール検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 長浜市長及び京都大学大学院医学研究科長（以下、「事業実施者」という。）は、ながはま0次予防コホート事業における試料等の蓄積及び管理運用に関するルールの規定に基づき、本ルールについて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるために、ながはまルール検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、事業実施者の諮問に応じて、医学の進歩の状況及び事業計画の進展を踏まえ、ながはまルールに関する検討を行う。

(構成)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから事業実施者が委嘱又は任命する。ただし、委員の過半数は、第1号及び第4号に掲げる者とする。

- (1) ながはま0次予防コホート事業参加者3人以内
- (2) 長浜市職員3人以内
- (3) 京都大学大学院医学研究科職員3人以内
- (4) その他の有識者3人以内

2 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし再任を妨げない。

3 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席し、かつ、第3条第1項第1号に掲げる委員1人以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 委員長は、必要に応じてながはま0次予防コホート事業運営委員会から意見を求めるものとする。

(議決)

第6条 委員長は、委員会の議事を決するにあたり、出席委員全員の同意を得るよう努めなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、長浜市健康福祉部健康企画課並びに京都大学大学院医学研究科ながはまプロジェクト事務局、同社会健康医学系専攻健康情報学分野及び同総務・人事室において共同で行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年12月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。